

2024年度

会員のしおり

東洋大学甫水会

目次

甫水会からのご案内	1
甫水会会員向けホームページのご案内	
目次	2
甫水会の組織について	
支部組織について(支部区分)	3～4
本部組織について	5
事業活動について	6～7
甫水会費について	7
東洋大学甫水会 会則	8～10
東洋大学甫水会 奨学生規程	11
甫水会の支部主催行事等援助金支給規程	12
東洋大学甫水会 弔慰金に関する規程	12
東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準	13
保証人住所変更のお手続きについて	14

甫水会会員は学生および大学への支援者です!

～学生たちの学び、そして未来と一緒に応援しましょう～

甫水会会員向けホームページのご案内

甫水会についての詳細やイベント情報、各種申請等については、右のQRコードまたは下記URLより甫水会ホームページをご覧ください。



URL : <https://www.toyo-hosui.jp>

東洋大学雨水会は全国57支部で運営しています

支部組織について（支部区分）

本会に加入された会員は、在住の地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている支部のいずれかに所属することとなります。下記の「支部区分・支部コード所属支部管轄市区町村一覧」は都道府県区分をベースに、会員各位所属する支部の管轄となる市区町村名を一覧化した表です。類似した

市区町村名を判別するとともに、会員数や会費の集計のために支部ごとにコードを付しています。

支部名	支部コード
富山	1601
石川・福井	1701
山梨	1901
長野	2001
岐阜	2101
静岡	2201
愛知	2301
三重	2401
京都・滋賀	2601
*阪奈	2701
兵庫	2801
和歌山	3001
鳥取	3101
島根	3201
岡山	3301
広島	3401
山口	3501
徳島	3601
香川	3701
愛媛	3801
高知	3901
福岡	4001
佐賀	4101
長崎	4201
熊本	4301
大分	4401
宮崎	4501
鹿児島	4601
沖縄	4701

支部名	支部コード	
北海道	*北海道支部	
	札幌	0101
	函館	0102
	旭川	0103
	オホーツク	0104
	室蘭	0105
釧路	0106	
青森	0201	
岩手	0301	
宮城	0401	
秋田	0501	
山形	0601	
福島	0701	
茨城	0801	
栃木	0901	
群馬	1001	
埼玉県	埼玉北	1101
	埼玉中	1102
	埼玉東	1103
	埼玉南	1104
千葉県	千葉東	1201
	千葉西	1202
東京都	城東	1301
	城西	1302
	中央	1303
	城北	1304
	多摩	1305
神奈川	1401	
新潟	1501	

北海道	管轄支庁	
北海道支部	札幌地域支部	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局（滝川市、歌志内市、赤平市、芦別市、砂川市、新十津川町、奈井江町、上砂川町、夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町）
	函館地域支部	渡島総合振興局、檜山振興局
	旭川地域支部	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、空知総合振興局（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町）
	オホーツク地域支部	オホーツク総合振興局
室蘭支部	胆振総合振興局、日高振興局	
釧路支部	釧路総合振興局、十勝総合振興局、根室振興局	

埼玉県	管轄市町村
埼玉北支部	熊谷市、秩父市、深谷市、本庄市、大里郡（寄居町）、児玉郡（美里町・神川町・上里町）、秩父郡（横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）
埼玉中支部	入間市、川越市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、所沢市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、入間郡（三芳町・毛呂山町・越生町）、比企郡（滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町）
埼玉東支部	春日部市、加須市、行田市、久喜市、越谷市、幸手市、白岡市、草加市、蓮田市、羽生市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡（杉戸町・松伏町）、南埼玉郡（宮代町）
埼玉南支部	上尾市、朝霞市、桶川市、川口市、北本市、鴻巣市、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、和光市、蕨市、北足立郡（伊奈町）

千葉県	管轄市町村
千葉東支部	旭市、いすみ市、市原市、印西市、大網白里市、勝浦市、香取市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、習志野市、成田市、富津市、南房総市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市、安房郡（鋸南町）、夷隅郡（大多喜町・御宿町）、印旛郡（酒々井町・栄町）、香取郡（神崎町・多古町・東庄町）、山武郡（九十九里町・芝山町・横芝光町）、長生郡（一宮町・白子町・長南町・長柄町・睦沢町・長生村）
千葉西支部	我孫子市、市川市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、船橋市、松戸市

東京都	管轄市町村
城東支部	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区
城西支部	渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中野区
中央支部	大田区、品川区、中央区、千代田区、港区、目黒区、青ヶ島村、小笠原村、大島町、神津島村、利島村、新島村、八丈町、三宅村、御蔵島村
城北支部	足立区、荒川区、板橋区、北区、豊島区、練馬区、文京区
多摩支部	昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、西多摩郡（奥多摩町・日の出町・瑞穂町・檜原村）

* ①阪奈支部は、大阪、奈良支部の合併となります。
 * ②北海道、埼玉県、千葉県、東京都の支部は、所属支部管轄一覧表の通り居住地ごとに支部が指定されております。
 * ③北海道支部の下に「札幌地域支部」「函館地域支部」「旭川地域支部」「オホーツク地域支部」となります。

事業活動について

本部が行う事業（行事）

●東洋大学懇談会

東洋大学懇談会は東洋大学主催の行事であり、浦水会と協働にて実施しております。大学の各キャンパスにて「東洋大学学部別懇談会」、関東地区を除く地方の会場において「東洋大学地区別懇談会」を開催しています。

東洋大学懇談会の情報を幅広くご提供できるよう、特設サイトにて父母向けの情報を掲載しております。こちらのサイトの詳細は大学よりご案内がきます。

開催方法は原則対面としておりますが、状況によりやむを得ず非対面開催となることもあります。当初との変更もありますので、随時東洋大学懇談会サイトをご確認下さい。

内容は大学近況や、昨今の就職活動などの説明を予定しています。

東洋大学地区別懇談会会場では、対象支部の支部総会も開催されています。懇親会も開催予定ですので、是非ご参加下さい。関東地区の支部及び地方での希望する支部は、独自会場にて支部総会を開催しています。

支部総会のご案内は東洋大学懇談会の案内に同封されます。

●会員の集い・就職フォーラム

本会では、毎年11月上旬に「会員の集い・就職フォーラム」を開催しています。会員相互の親睦を深め、本会の事業活動を一層充実したものにすることを目的としています。就職講演会のほか、「子どもの就職活動にあたっての親の接し方」をテーマに東洋大学の卒業生を招いたパネルディスカッションやキャンパスツアーなどを実施しています。

●全国支部長研修会

本会は、本部と全国の支部が緊密に連携するため、「全国支部長研修会」を年1回開催しています。設立の趣意に基づき大学と協力して学生の心身の健全な発達を図るため、会員相互の親睦と連帯を促しています。

学生・父母に対する支援

●奨学金の給付—「浦水会奨学生規程」P11 参照

会員が不測の事故により死亡、重病、罹災、突然失業したためにそのご子女の修学が困難に陥った場合、会員または子女である学生の出願に基づき、所定の選考条件に合致すれば、月額3万円の奨学金を学生に給付する制度です。この奨学金は貸与ではなく、返済の義務はありません。

●甲慰金の給付—「浦水会甲慰金に関する規程」P12 参照

不測の事故等で会員、会員の配偶者及び会員のご子女が死亡された時に、その遺族に対して甲慰金を給付しています。

●学生の課外活動への援助

学問的な規模で行なわれる大学祭、スポーツ大会、クラブ・

サークル活動等に対して援助しています。

この援助は、学生部等の紹介に基づいて行なわれます。

●浦水会長賞の授与

学部学科等の申請に基づき学生の参加するイベント・コンクール等の優秀者に対して、浦水会長賞を授与しています。

●外国人留学生関係行事への援助

本学の留学生団体が主催する行事及び大学が行っている関係行事（日本語弁論大会、英語弁論大会等）へ援助しています。

●公開講座の受講支援

会員の文化活動を促すため、受講費用を全額補助します。

広報活動

浦水会活動の紹介を中心とした「会員のしおり」と年度の活動内容報告を中心とした「浦水会報」を年1回発行しています。

また、本部事業執行について進捗状況を支部長へ報告する「浦水会ジャーナル」を年2回発行しています。

浦水会が実施する事業（行事）等については、浦水会ホームページにも適宜掲載しています。

校友会との連携

浦水会、校友会相互の交流を図る目的から、それぞれの行事に役員を派遣、招待しています。

特に、支部総会で地元在住の校友からUターン情報等の話を聞いている支部もあり、交流を深めるよい機会となっております。

大学及び校友会との共同事業

●大学に対する寄付

学生支援に繋がるように大学の所管部署を通じて寄付を行っております。奨学金事業の充実、在学生の課外活動への支援など、幅広く協力しています。

●「井上円了が志したものは」への協賛

大学主催のこのコンクールでは、浦水会として実行委員会に出席するとともに、その諸経費の一部を負担援助しています。毎年、学生および一般の部に分けて入賞者を決定のうえ表彰しています。なお、応募等の詳細については、井上円了哲学センター事務室へお問い合わせ下さい。

●卒業記念品の贈呈

毎年、大学・校友会・浦水会の三者が共同して、卒業生に卒業記念品を贈呈しています。なお各キャンパスにフオスポットを設置します。

本部組織について

「評議員会」は、全国にある支部の各支部長と支部会員数が1,000名を超える各支部において選出される支部長以外の1名からなる評議員により構成される浦水会の最高議決機関です。

役員の選出、会則の改正、事業計画および事業報告、予算及び決算など、会の重要案件の議決を行います。

「理事会」は、全国10地区（北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）の地区長（各地区内の支部長間での互選により選出）と次に説明する「常任理事会」のメンバーからなる理事により構成され、評議員会から決定または委任を受けた事項に係る業務の企画立案などを行います。

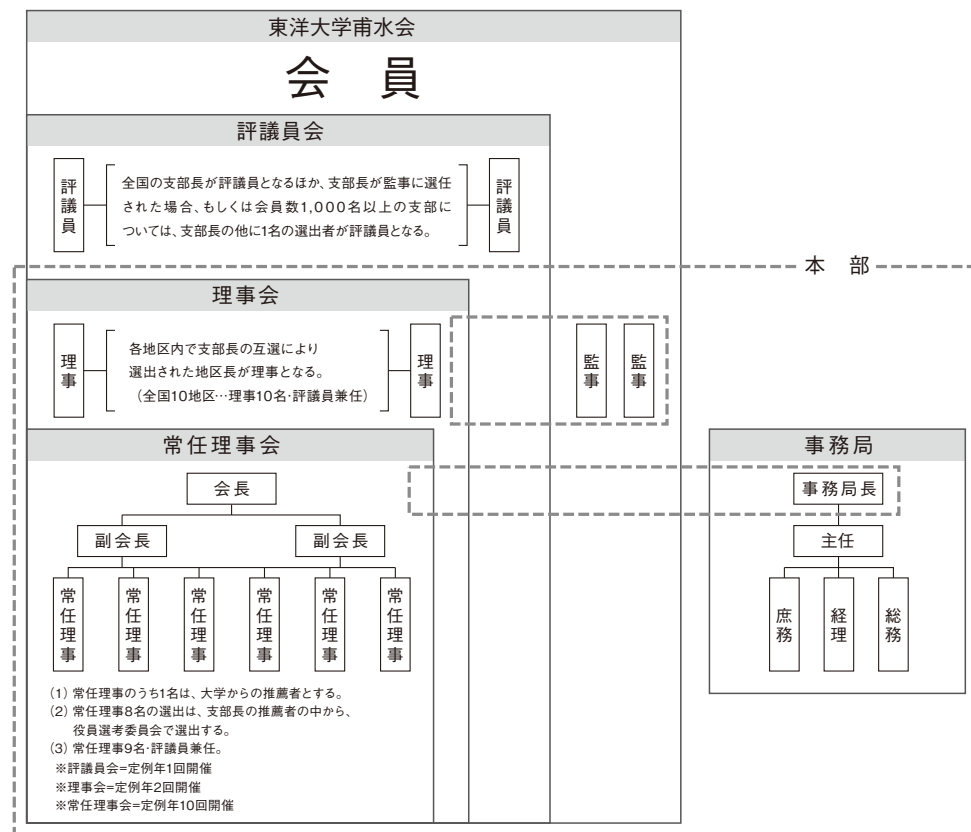
「常任理事会」は、支部長からの推薦者8名と学校法人東洋大学からの推薦者1名からなる常任理事により構成されます。

常任理事の中から会長1名と副会長2名が選出され、予算の執行、会報の発行など理事会の決定した事項に係る業務執行を担います。

「本部」は、会長1名、副会長2名、常任理事6名、理事10名のほか、業務および会計の監査を行う監事2名を含む役員から構成され、事務局長1名と事務職員数名からなる事務局が設置されています。

事務局は、東京都文京区の白山キャンパス8号館にあります。

東洋大学浦水会組織図



東洋大学浦水会 会則

第1章 総則

第1条 この会は、東洋大学浦水会という。

第2条 この会は、本部を東京都文京区白山5丁目28番20号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、東洋大学(以下「大学」という)学生の父母又は学生の保護者相互間の連絡を密にし、大学の興隆発展に協力するとともに、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部の組織強化に関すること
- (2) 教育の充実強化に関すること
- (3) 学生の文化、体育活動などに関すること
- (4) 学生の就職、福利厚生に関すること
- (5) 会報の発行
- (6) 父母又は学生の保護者の文化活動の促進
- (7) 大学への協力及び支援に関すること
- (8) その他必要と認める事業の推進

第3章 会員

第5条 この会の会員は、大学に在学する学生の保証人(父母等)又は会員で、浦水会費を納入した者とする。ただし、外国人留学生の保証人(父母等)は、除くものとする。

第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常 任 理 事	9名(会長、副会長を含む)
理 事	10名
監 事	2名

2 役員は、役員選考委員会(別に定める)で役員候補者として選出され、理事会・評議員会に諮り選任する。

3 役員選考委員会は、以下の各号に基づいて、役員候補者の選考を行う。

- (1) 会長候補者、および副会長候補者の選考は、役員候補者の中から選出する。
- (2) 常任理事候補者は、各支部、および学校法人東洋大学が推薦するものとし、推薦者の中から候補者9名を以下の項に基づき、選考する。
 - 1) 常任理事候補者の内8名は、各支部からの推薦者とする。
 - 2) 常任理事候補者の内1名は、学校法人東洋大学からの推薦者とする。
 - (3) 理事候補者は、北海道・東北・関東・甲信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州(含・沖縄)の各地区内で、支部長の互選により選出された、地区長をもってこれに当てる。
 - (4) 監事候補者は、各支部からの推薦者とする。

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理し、または代行する。

第8条 理事は、常任理事とともに理事会を構成し、次の業務を処理する。

- (1) 評議員会が決定した事項
- (2) 業務の企画立案
- (3) 評議員会から委任された事項
- (4) その他必要と認める事項

2 理事会は、評議員会の建議、答申、要望事項を処理した場合には次回の評議員会に報告しなければならない。

第9条 常任理事は、会長、副会長とともに常任理事会を構成し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会が決定した事項
- (2) 予算の執行
- (3) 会報の編集発行
- (4) その他必要と認める事項

第10条 監事は、この会の業務および会計の監査を行う。

第11条 この会の役員は、評議員会において選出する。

2 会長、副会長および常任理事は、すべて理事となる。

第12条 この会の役員はすべて評議員となる。

ただし、監事は評議員の資格を兼ねないものとする。

第13条 役員は任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じ、その定数の4分の1を超えた場合は、3ヵ月以内に補充しなければならない。

3 補欠で選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員が辞任するときは、会長・副会長にその事由を申し出て、常任理事会の同意を得るものとする。

第15条 役員は任期満了後、もしくは改選後においても、後任者が就任するまでその業務を続けなければならない。

第16条 役員に職務上ふさわしくない行為があったとき、またはこの会の名誉を著しく傷つけたときは、常任理事会の発議により、評議員会に諮り、適当な措置を行うことができる。

第17条 役員は無給とする。ただし、業務に関与した場合は、別に定めるところにより、実費を支給する。

第5章 顧問

第18条 この会は、満期退任役員の中から顧問を置くことができる。

2 事務局経験者の顧問を、置くことができる。

第19条 顧問は、理事会の議を経て評議員会に諮り、会長が委嘱する。

2 顧問は、常任理事会の諮問に応じて助言するものとする。

3 顧問は、会長の命を受けて、浦水懇談会その他の行事に参加することができるものとする。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

が取りまとめて本部へ開催を申請します。特に、今日の就職環境の厳しさから、会員の関心が高く、好評を得ています。

就職説明(懇談)会では、各支部ごとに就職コンサルタントや企業からの人事担当者などを講師に迎えて、企業の採用動向、大学生が直面している就職環境と具体的な就職対策、親としての子どもの就職活動に対する関り方などについて講演が行われます。

大学からは、就職・キャリア支援部が作成した就職環境と就職実績および就職支援体制に係る説明資料をもとに、浦水会本部が作成したビジュアルツールの提供もなされ、充実した内容になっています。

●キャンパス見学会

この事業は、就職説明(懇談)会と同様の手順で開催されま。校舎見学会は、学生がどのような環境(施設設備)の中で学習しているかを知るとともに、ご子女とのコミュニケーションを図ることに役立っているようです。

●講演会・文学散歩等

この事業の開催手順も前述と同様ですが、大学の教員や外部講師等を招聘し開催することを原則とし、支部会員の自己研鑽、親睦等を目的として行なわれております。

支部が行う事業(行事)

支部活動とは、「各支部が本部の指標に従い自主的に実施する活動」をいいます。

各支部の主な事業(行事)は、毎年大学主催の「東洋大学懇談会」に併せて実施される「支部総会」のほか、支部ごとに随時開催される「就職説明(懇談)会」、「校舎見学会」、「講演会」などがあります。これらの事業を通して、会員相互間の連絡を密にしながら大学の興隆発展に協力し、学生の心身の健全な発展を図るとともに自己研鑽を図る機会でもあります。

以下、これら事業の概要をご説明します。

●支部総会

浦水会の全国の支部ごとに、支部総会を実施しています。支部総会は、支部における事業計画の立案や運営の仕方を決定する会議で支部活動の要として位置づけられています。

例年、大学主催の「東洋大学懇談会」の時期に合わせて実施されており、本部との連携を図りながら、大学と学生の支援を図るとともに、会員間の親睦を深めるための懇親会が実施されています。

●就職説明(懇談)会

就職説明(懇談)会は、各支部会員のご要望により支部長

浦水会費について

「本部事業活動費及び支部事業活動費」は、会員となられた保証人(ご父母)から会費として納入していただいた「浦水会費」で、これらの諸経費をまかなっています。

入会及び会費納入

●学部第一部(昼間部)の会員

学部第一部(昼間部)へご入学されました新入生の保証人(ご父母)は、全員、浦水会に入会いただいております。会費の納入については、大学の学費(授業料)納入時、毎年「大学から届けられた学費払込用紙」で一括納入され、学生の在学期間は進級手続に併せて継続納入されます。

●学部第二部(イブニングコース)の会員

学部第二部(イブニングコース)へご入学された新入生については、社会人として自立されている方もいるので、浦水会への加入は任意となっています。入会をご希望の保証人(ご父母)は、オンライン入学手続の登録完了画面にある「こちらをクリック」より浦水会費納入手続ページへ進み、手続を行っていただいております。入会をご希望の方は浦水会事務局までご連絡下さい。また、2年生以降は、進級手続に併せて会費納入が必要となります。毎年4月上旬頃浦水会本部から「会費納入のご案内」を送付いたしますので、同封の「コンビニ振込用紙」で所定期日までにお手続きください。

学部第一部(昼間部)の保証人(ご父母)は全員加入していることを踏まえて、ぜひご加入をお願いします。

会費の使途

●本部・支部の配分

納入された会費は主として本部の事業(行事)の運営及び支部の活動に係る経費として充当されております。各支部へは、支部運営の基礎的経費として支部会員数に応じた一定額を本部から送金します。また、支部活動が円滑に運営できるように、支部からの行事企画の申請があった場合、本部が定める一定の基準に基づいて、本部予算から該当する支部へ援助金、補助金として交付しています。

●本部・支部の主な使途

各支部の運営費は、前述の支部主催事業費及び支部運営の費用として使われます。なお本部は前述の事業活動費、運営費、会議費、事務局管理費及び人件費等として使用されます。

●会計収支報告

これら会計の収支は、毎年度の予算書、決算書で明示され、常任理事会が理事会の議を経て評議員会の承認を得て執行し、浦水会の「会報」及びホームページにて会員の皆様にご報告しています。

第12章 会則の改正および解散

- 第45条 この会則の改正は、理事会または評議員会のいずれかの発議に基づき、評議員会で出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 第46条 この会は、評議員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。
- 2 解散による残余財産は、評議員会の議決を経て学校法人東洋大学に寄付するものとする。

第13章 補則

- 第47条 この会則について必要な細則は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この会則は、2024年2月3日から施行する。
- (雨水会費に関する経過措置)
- 2 1997年度以前の入学者で退学除籍になっていた者が復学した場合は、1995年5月22日より施行されている旧規程による。
(2023年3月現在)

- 第35条 この会の収支決算は、毎会計年度に会長が作成し、財産目録および事業報告書とともに監事の意見をつけ、評議員会の議決を得なければならない。
- 2 この会の収支決算の剰余金があるときは、評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。
- 第36条 収支予算で定められたものを除いて、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金については常任理事会の議決によるものとする。
- 第37条 雨水会費は、次の通りとする。
- 2 雨水会費は、年額5,000円とし、学生の入学時並びに以後毎年授業料払込時に納入するものとする。
- 第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 地区および支部

- 第39条 この会の連絡を密にし、組織を充実強化させるため、地区および支部を設ける。
- 第40条 地区は全国を分けて10地区とし、各地区に地区長を置く。
- 2 地区長は、各地区内支部長の中から支部長の互選により選出する。
- 3 地区長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 地区長は、地区内の支部長を代表して理事となり、第8条の理事会に出席してその業務を処理する。
- 第41条 支部は、都道府県に1支部を置く。ただし、東京都、北海道、埼玉県および千葉県には複数の支部を置くことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、2以上の支部運営権を統合して1支部とみなすことができる。統合後も地域支部としての存続を認め、これを基に支部運営費を交付する。また、分割して複数支部とすることができる。
- 3 支部は、本部との連絡を密にし、特に次の事項については直ちに本部に報告しなければならない。
- 1) 支部長および副支部長の改選
 - 2) 支部事務所の変更
 - 3) 支部規約の改正
 - 4) 支部会計報告(年1回)
 - 5) その他必要な事項

第11章 事務局

- 第42条 この会に事務局を設け、囑託の事務局長および事務員若干名を置く。
- 2 「囑託者の採用」は、別に定める「囑託者雇用に関する要綱」によるものとする。
- 第43条 事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事務を処理する。
- 2 事務局長は、常任理事会および理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 第44条 事務局長および事務員は、常任理事会の議を経て会長がこれを任免する。

- 3 関東地区支部(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部)以外の支部は、各支部で開催する行事の中で開催する。
- 第28条 雨水懇談会は、大学と父母(又は保護者)が在籍する学生の学業及び生活に関し、相互に理解と協力を深めるため連絡を密にし、大学の教育及び研究に必要とする行事を実施する。
- 1) 各学部の現状報告
 - 2) 学生の履修成績に関する相談
 - 3) 学生の就職、福利厚生に関する相談
 - 4) 学部・学科教授と父母又は保護者との懇談
 - 5) 在籍する学生の学内施設(展示資料含む)の見学
 - 6) その他必要と認める事項
- 2 雨水懇談会は、大学が実施する諸行事をもって、これを読み替えることができる。

第9章 資産および会計

- 第29条 この会の資産は次のとおりとする。
- 1) この会の財産目録記載の財産
 - 2) 資産から生ずる果実
 - 3) 雨水会費
 - 4) 事業に伴う収入
 - 5) 寄付金品
 - 6) その他の収入
- 第30条 この会の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。
- 第31条 この会の資産は、会長が管理し運用する。
- 2 基本財産は、評議員会の議決を経て、確実な有価証券、信託預金または郵便定期貯金、銀行定期預金として会長が保管する。
- 第32条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむをえない事情があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第33条 この会の事業遂行に要する費用は、雨水会費および資産から生ずる果実、事業に伴う収入・寄付金品等の運用財産によってまかなう。
- 第34条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度に会長が作成し、常任理事会および理事会の審議を経て、評議員会の議決を得なければならない。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。
- 2 会長は、やむを得ない事由により予算の追加その他の変更をするときは、補正予算を編成する事ができる。
- 3 予測し難い経費の支出に充てるため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。
- 4 予算の執行にあたり、やむを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、各科目間で流用することができる。

第6章 評議員

- 第20条 この会に評議員80名以内を置く。
- 2 評議員は、支部長をもってこれに当てる。ただし、支部長が監事に選任された場合、もしくは会員数が1,000名を超える支部は、支部長以外に1名の評議員を選出するものとする。
- 3 評議員会の代理出席については、支部長の指名する支部役員とする。
- 第21条 評議員は評議員会を構成し、次の事項を審議し決定する。
- ただし、必要な事項は雨水会報に記載すると共に、支部総会・雨水懇談会で報告するものとする。
- 1) 役員を選出に関すること
 - 2) 会則の改正に関すること
 - 3) 事業計画および事業報告に関すること
 - 4) 予算および決算に関すること
 - 5) 重要な資産の取得および処分に関すること
 - 6) その他必要と認める事項
- 第22条 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 会議

- 第23条 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 常任理事在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があった場合は、会長は10日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 常任理事会は、常任理事定数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし、当該事項につき、あらかじめ書面をもって意思表示したものは出席とみなす。
- 4 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 5 常任理事会における審議承認は、郵便、ファックス、電子メール等の手段を利用した文書会議形式、もしくはオンライン会議形式により行うことができるものとする。
- 第24条 理事会は、会長が年1回以上招集し、その議長となる。
- 2 理事会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。
- 3 理事会における審議承認は、会則第23条第5項の規定を準用する。
- 第25条 評議員会は、会長が招集する。
- 2 評議員会の議長および副議長は、評議員会においてその都度互選する。
- 3 評議員会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。
- 4 評議員会における審議承認は、会則第23条第5項の規定を準用する。
- 第26条 理事会および評議員会には議事録を作成し、議長および出席者代表2名の署名捺印をうけ、これを保存する。

第8章 雨水懇談会

- 第27条 雨水懇談会は、会長が年1回招集する。
- 2 雨水懇談会は、関東地区支部(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部)は、学生の在籍する各校舎で開催する。

浦水会の支部主催行事等援助金支給規程

第1条 支部が主催する行事等について援助金を支給する場合は、この規程による。

第2条 援助金支給の対象となる支部行事は、支部会員全体を対象とした支部主催行事で、就職説明(懇談)会、講演会、大学関連施設見学会、本学学生の文化・体育活動の応援、演奏会、発表会、サークルクラブの合宿訪問、および学生が参加する祭事等である。また保証人(父母等)の連携を蜜にするための研修会、交流会等を含むものとする。

第3条 援助金を申請する支部は、所定の書式に加え、当該行事終了後の支部運営費残高が分かる書類(出納帳のコピー等)を添付し、本部に申請する。
なお、他支部と共同開催する際、援助金申請は支部ごとに経費を算出し、提出することとする。

2 経費総額には当該支部主催行事における講師の講演料・講師の交通費、会場費、冊子等の制作費、通信費の他に、支部業務執行ガイドラインに沿った支部の支出金額の総額をいう。なお、この経費総額に飲食費を含まないものとする。

第4条 本部は、支部の申請に基づき常任理事会において審査のうえ、第2条に記載のある行事毎に10万円の範囲内で

年度2回を上限に援助する。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ、援助金を支給する。

2 支部主催行事等援助金支給規程の定める援助金については、経費総額の1/2以下または10万円のうち、いずれか低い金額を上限として援助することができる。

第5条 小規模支部が講演会など経費の掛かる行事を企画する場合、援助金申請時に当該支部からの申し出により、第4条の援助金を先に受け取ることが出来る。この場合は常任理事会で審査のうえ承認することとする。行事終了後に報告書を提出し、残金があれば精算することとする。

第6条 支部主催行事等を同じ日に複数開催する場合の援助は、1回開催分とする。

第7条 支部主催行事については、別に定める支部業務執行ガイドラインに沿ったものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の了承を得る。

附則

1 この規程は、2024年2月3日から施行する。
(2024年3月現在)

東洋大学浦水会 弔慰金に関する規程

第1条 この規程は、東洋大学浦水会の弔慰金(以下「弔慰金」という。)取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程は、東洋大学浦水会の会員、(以下「会員」という。)会員の配偶者及び学生に対して適用する。

2 天変地異の場合は、原則として適用しない。

第3条 会員、会員の配偶者及び学生が死亡したときは、その遺族に対して、弔慰金として3万円を送る。

第4条 この規程による弔慰金を受けようとする者は、原則としてその事実発生時から3ヵ月以内に所定用紙に記入

押印の上、請求するものとする。

2 所定用紙には、必要に応じてその事実を証明する書類を添付するものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2024年2月3日から施行する。
(2024年3月現在)

東洋大学浦水会 奨学生規程

第1条 東洋大学浦水会(以下「本会」という。)は、会員が不測の事故(重病、死亡、罹災、失業等)により、家計の事情に急変が生じたために学生の修学が困難となったときは、当該会員の学生の出願に基づき、この規程を適用し、所定の選考に合格したものを奨学生に採用して奨学金を給付する。

2 前項以外に、次の各号に該当する学生を奨学生に採用することができる。

- (1) 外国人留学生で成績優秀者
- (2) 経済的困窮で修学または円滑な就職活動が困難な者

第2条 奨学生の選考については、次の場合に行なう。

- (1) 本会会員の学生からの出願があった場合
- (2) 本会からの募集に対して、応募があった場合
- (3) 東洋大学からの推薦または申し入れがあった場合
- (4) 本会本部役員または支部長からの申請があった場合

第3条 本会が奨学生に給付する奨学金は、毎年度の一般会計に計上された予算範囲内に限るものとする。

2 奨学生が次の各号にいずれかに該当する場合はその資格を失い、既に給付した奨学金をの過払い分を返還させることができる。

- (1) 奨学期間の途中で休学又は退学したとき。
- (2) 奨学期間の途中で除籍となったとき。
- (3) 奨学期間の途中で学則による懲戒処分を受けたとき。
- (4) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったと認められたとき。
- (5) その他奨学生としてふさわしくないと浦水会会長が認めたとき。

第4条 本会の奨学生は、東洋大学に在学中の学生であって、次の要件を備えたものとする。

- (1) 健康であり、家計急変に伴う困難を克服し、卒業まで

勉学を続行する強い意志を持っていること。

(2) 学習活動や生活全般を通じての態度・活動が学生らしい人物であること。

第5条 奨学生に対する奨学金の給付は、次のとおり行う。

- (1) 奨学金は、月額30,000円とする。
- (2) 給付期間は、原則として、12ヶ月を上限とする。
- (3) 奨学金の給付は、原則として毎月25日に本会本部事務局より給付する。必要に応じて、数ヵ月分をまとめて給付することができる。

第6条 奨学金の給付期間は、原則として奨学生採用年度限りとする。ただし、毎年3月末日の現況調査により、引続き経済的援助の必要が認められ、かつ、本人に初志貫徹の意志ありとみとめられた場合は、所要の手続きを経て次年度に継続することが出来るものとする。

2 前項の奨学期間は、奨学生の父母または保護者の家計事情が好転したと認められた場合は年度の中間においても、これを打ち切りまたは短縮することがあるものとする。

第7条 本会の会員が学生の奨学生採用を希望する時は、本部事務局に申し出て「奨学生願書」、「所得証明書」等の用紙の交付を受け、必要な書類一式を整えた上、浦水会長あてに提出するものとする。

第8条 奨学生の採用選考は、本部常任理事会が「東洋大学浦水会奨学生選考基準内規」により行い、会長が決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2024年2月3日から施行する。
(2024年3月現在)

東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、東洋大学甫水会の個人情報の保護に関する遵守すべき事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「個人情報」とは、東洋大学甫水会員およびその学生に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この基準において「個人情報データベース」とは、学校法人東洋大学が有する個人情報を含む情報の集合物の中から、甫水会本部が特定の個人情報をPCおよびスマートフォンなどの電子機器を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この基準において「個人情報取扱事業者(以下「情報取扱者」という)」とは、個人情報データベースを用い情報を提供する甫水会事務局をいう。

(甫水会本部)

第3条 甫水会で保有する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員住所・郵便番号・電話番号
- (3) 会員勤務先・電話番号
- (4) 学生氏名
- (5) 学生学年、性別、所属学部学科
- (6) 学生学籍番号
- (7) 学生出身高等学校
- (8) 会員メールアドレス

2 情報取扱者は、第1項に掲げる個人情報が不必要になったとき、直ちに消去・廃棄するものとする。

3 甫水会は、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

(甫水会支部)

第4条 甫水会支部(以下「支部」という)が保有する個人情報は、その支部に所属する会員の第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号に規定するものとする。

2 支部への個人情報の提供は、前項に規定する個人情報

を網羅した支部会員名簿および必要に応じて作成する宛名シートによるものとし、支部長に送付する。この場合、電子データでの作成は行わない。

3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があった場合、事情により所定の手続を経て甫水会会長の許可を得るものとする。

4 支部長は、支部会員の個人情報を適正に管理しなければならない。

(支部での名簿作成)

第5条 個人情報の入った支部会員名簿を支部で作成することは、禁止する。ただし、役員名簿はこの限りではない。

2 支部運営上やむを得ず作成する必要がある場合は、甫水会会長の許可を得るものとする。ただし、この場合、学籍番号は省かなければならない。

(第三者への提供禁止)

第6条 第4条および第5条に規定する個人情報は、甫水会本部が行う発送業務および学生総合補償制度に関する業務並びに支部が行う発送業務のための委託を除いて、第三者への提供を禁止する。

2 発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、個人情報守秘義務契約等の契約を交わし委託先の監督を厳格にしなければならない。

(個人情報データベースの管理)

第7条 情報取扱者は、個人情報データベースの維持・管理をするとともに、第三者への個人情報の流出を防止しなければならない。

(奨学生選考書類)

第8条 東洋大学甫水会奨学生規程第7条に規定する必要書類一式は、常任理事会での選考後、回収のうえ廃棄する。

(責務)

第9条 情報取扱者および支部長は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、この基準を遵守する責務を有する。

(基準の改廃)

第10条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

この基準は、2024年2月3日から施行する。

(2024年3月現在)

保証人住所変更のお手続きについて

転居等により保証人住所・電話番号を変更される場合は、ご子息・ご息女に東洋大学ホームページサイト『ToyoNet-G』(とよねっとジー)より変更手続きを行うようお願いいたします。この手続きをしていただくことで、甫水会および各支部からのすべての送付物の宛先に反映されます。

なお、甫水会では住所変更の手続きをお受けすることができませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

※『ToyoNet-G』もしくは教務担当窓口でお手続きください。



東洋大学雨水会

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20 (8号館中2階)
TEL.03-3945-0123 FAX.03-3942-7612 E-Mail hosui@toyo.jp
発行日 2024年5月7日 編集・発行 東洋大学雨水会